

岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）について

1 計画策定の趣旨

- ・平成24年度に策定した第2次広域計画の計画期間が28年度で終了することから、地方自治法第291条の7及び広域連合規約第5条の規定に基づき策定する。
- ・平成30年度以降、国民健康保険の財政運営の主体が都道府県となることなどの措置が講じられたが、伸び続ける医療費に対し、更なる制度改革の促進や、負担の公平性等から高齢者医療制度に関する検討が求められている。
- ・高齢者に関する制度の動向については不透明な状況となっていることから、今後の制度に関する動向を注視しながら引き続き制度の円滑かつ安定的な運営に努める必要がある。
- ・第2次広域計画策定と同様、広域連合及び構成市町村が相互に役割を担い、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するための指針とする。
- ・策定に当たっては、現第2次計画期間の現状と課題を踏まえて策定する。

2 計画の構成及び内容

(1) 第3次広域計画の概要

計画策定の経緯、趣旨を示し、第3次広域計画に掲載する事項を明確にする。

(2) 制度開始後の状況と課題

制度開始後の状況と課題について整理し、第3次広域計画策定の指針とする。

(3) 制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

制度の円滑な運営のため、広域連合及び市町村の実施事務の方針及び内容を定める。

(4) 第3次広域計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とする（第1次広域計画以降、5年間を単位として見直しを規定）。

3 計画策定の進め方

- ・事務局内にワーキンググループを設置し、計画の素案を策定
- ・市町村の後期高齢者医療制度担当者からなる会議において協議
- ・全市町村の後期高齢者医療制度担当課へ意見照会
- ・パブリックコメントの実施（12月21日～1月20日）
- ・岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会での協議
- ・平成29年2月21日の広域連合議会2月定例会に提案

4 パブリックコメントの実施結果

- | | |
|-------------|---|
| (1) 意見の募集期間 | 平成28年12月21日から平成29年1月20日まで |
| (2) 周知方法 | 当広域連合のホームページに掲載、当広域連合事務局及び岩手県内市町村の後期高齢者医療担当窓口での閲覧 |
| (3) 意見の受付方法 | 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール |
| (4) 意見件数 | 意見提出件数0件 |

(参考)

地方自治法抜粋

(広域計画)

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約抜粋

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。